

○食品衛生法施行細則

令和3年3月31日

島根県規則第40号

食品衛生法施行細則をここに公布する。

食品衛生法施行細則

食品衛生法施行細則（昭和38年島根県規則第60号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 ふぐ処理者（第4条—第15条）

第3章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行については、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等の省令」という。）、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「食品等の規格基準」という。）及び食品衛生法施行条例（令和3年島根県条例第14号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（法第10条第1項ただし書の当該職員）

第2条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、獣畜に係るものにあつてはと畜場法（昭和28年法律第114号）第19条に規定すると畜検査員、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条の規定による食鳥検査員をもって充てる。

（営業許可証）

第3条 条例第3条第1項に規定する許可証は、第1号様式とする。

2 前項の許可証の再交付を申請しようとするときは、第2号様式による申請書を保健所長又は食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

第2章 ふぐ処理者

（ふぐ処理者免許の申請）

第4条 条例第8条第2項又は条例附則第4項に規定するふぐ処理者の免許（以下「免許」という。）を受けようとする者は、第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
- (2) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者でないことを証する医師の診断書
- (3) 条例第8条第2項第2号に該当する者にあつては、同号に規定する試験に合格したことを証する書類
- (4) 条例第8条第2項第3号に該当する者にあつては、ふぐの処理ができる者として他の都道府県知事等に認められたことを証する書類の写し
（ふぐ処理者名簿の登録事項）

第5条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 本籍又は国籍、住所、氏名、ふりがな及び生年月日
- (3) 免許の取消しに関する事項
- (4) ふぐ処理者試験の合格に関する事項、条例第8条第2項第3号に該当する者に関する事項及び既存ふぐ処理者認定講習会に関する事項
- (5) 条例第11条第2項に規定する申請により同条第1項の免許証（以下「免許証」という。）を書換交付したときは、その旨及びその理由並びに年月日
- (6) 条例第11条第3項に規定する申請により免許証を再交付したときは、その旨及びその理由並びに年月日

2 条例第8条第3項に規定するふぐ処理者名簿（以下「名簿」という。）の様式は、第4号様式とする。

（受験手続）

第6条 条例第10条に規定する試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、第5号様式による受験願書に、写真（出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）を添えて知事に提出しなければならない。

（合格証書）

第7条 知事は試験に合格した者に対し、第6号様式による合格証書を交付する。

(免許証)

第8条 条例第11条に規定する免許証は、第7号様式とする。

(免許証の書換交付の申請)

第9条 条例第11条第2項に規定する免許証の書換交付の申請をしようとする者は、第8号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 免許証

(2) 変更の事実を証する書類

(免許証の再交付の申請)

第10条 条例第11条第3項に規定する免許証の再交付の申請をしようとする者は、第9号様式による申請書によるものとし、免許証を毀損した場合にあっては当該免許証を併せて知事に提出しなければならない。

(名簿の登録事項の訂正)

第11条 知事は、前2条の申請により免許証の書換交付又は再交付を行ったときは、名簿の登録事項を訂正するものとする。

(免許証の返納)

第12条 条例第11条第4項若しくは第5項又は第12条第2項に規定する免許証を返納しようとする者は、第10号様式による返納届に免許証を添えて知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第13条 条例第12条第1項第2号に規定する遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) ふぐの処理は、有毒部位の確実な除去等ができると知事が認める者及び施設に限って行うこと。
- (2) 原料ふぐの選別を厳重に行い、特にドクサバフグ等魚体全てが有毒なふぐ及び種類不明ふぐを確実に排除すること。
- (3) 凍結したふぐを使用する場合は、急速凍結法により凍結したものをを用い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供することとし、再凍結は行わないこと。
- (4) 卵巣、肝臓等の有毒部位の除去は、的確に行うこと。
- (5) 除去した有毒部位は、焼却等により確実に処分すること。

(公表)

第14条 条例第12条第3項の規則で定める事項は、第5条第1項第1号、第2号（生年月

日を除く。)及び第3号に掲げる事項とする。

(ふぐ処理者の届出)

第15条 条例第13条第1項又は第2項に規定する届出を行おうとする者は、第15号様式又は第17号様式に免許証の写しを添えて次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) ふぐ処理者の氏名及びふりがな
- (2) 名簿登録番号
- (3) 名簿登録年月日

第3章 雑則

(申請書又は届出書の様式)

第16条 次の各号に掲げる申請及び届出の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第58条第1項及び食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府令・厚生労働省令第11号）第2条から第4条までの規定による自主回収届出 第11号様式
- (2) 省令第2条の2に規定する指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出 第12号様式
- (3) 省令第28条第1項に規定する製品検査申請 第13号様式
- (4) 省令第49条第1項に規定する食品衛生管理者選任（変更）届出 第14号様式
- (5) 省令第67条又は第70条の2に規定する営業許可申請又は営業届出 第15号様式
- (6) 省令第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項に規定する地位の承継の届出 第16号様式
- (7) 省令第71条の規定による変更の届出 第17号様式
- (8) 省令第71条の2に規定する廃業の届出 第18号様式
- (9) 条例第4条の規定による休業又は再開の届出 第19号様式

2 前項第1号及び第4号から第8号までに規定する書面による申請又は届出の方法に代えて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とこれらの規定による申請又は届出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(経由機関等)

第17条 法、政令、省令、乳等の省令、食品等の規格基準、条例及びこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書及び報告書（政令第9条第2項、第15条から第17条ま

で、第19条、第21条、第25条、第26条及び第32条並びにこの規則の第4条、第6条、第9条、第10条及び第12条に規定する申請書、届出書、報告書及び願書を除く。)は、営業施設の所在地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項に規定する既存ふぐ処理者に係る第15条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「免許証の写し」とあるのは「条例附則第3項第1号又は第2号に該当する者であることを証する書類の写し」と、同条第2号中「名簿登録番号」とあるのは「条例附則第3項第1号に規定するフグ処理者講習会を受講又は同項第2号に規定するフグ処理の資格を取得したことにより登録された番号」と、同条第3号中「名簿登録年月日」とあるのは「条例附則第3項第1号に規定するフグ処理者講習会を受講した日又は同項第2号に規定するフグ処理の資格を取得した日」とする。